**第1４回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２7年７月３０日（木） 午後２時から午後５時まで

場所：国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

有澤　知子 大阪学院大学法学部教授

稲森　公嘉 京都大学大学院法学研究科教授

井上　誠一 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会前会長

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司 （公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇 関西鉄道協会専務理事

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

中島　義晴 パナソニック交野株式会社代表取締役社長

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部准教授

藤森　次勝 一般社団法人大阪府医師会理事

布施　晃 日本チェーンストア協会関西支部事務局長

吉川　和夫 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

石井　力　　大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当総括指導主事

ゲストスピーカー

　酒井政夫氏　生活衛生同業組合大阪興行協会常務理事兼事務局長

〇事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから「第１４回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在の委員は、配布しております名簿のとおり、１９名でございます。本日は委員１９名のうち、現時点で１７名のご出席をいただいております。

大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会運営要領第４条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、オブザーバーといたしまして、本日も大阪市ならびに大阪市教育委員会からそれぞれご出席いただいております。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。皆さまのお手元には、次第、配席表、委員の名簿、そして本日の議題であります資料として「障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて（これまでの議論の整理）案」。また、その後に委員の提出資料、ならびにゲストスピーカーの方の提出資料をつづっております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、お手元に前回までの部会の資料をとじた参考資料ファイルを置いております。議論の際に適宜参照ください。

次に大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。配布資料と共に委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただけますようお願いします。

次に、この会議におきましては手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員の方が出席されております。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字の資料とページが異なります。本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それでは以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○部会長

ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速ですが、今事務局より説明がありましたとおり、次第に従いながら議事を進めてまいりたいと思います。

これまで相談等の体制整備、実効性の確保のための措置、そして条例の必要性について議論してまいりました。本日からはこれまでの議論の整理として、まとめの議論に入り、本日と次回の２回で議論いただこうと思っております。途中で本日は１０分間の休憩を挟み、５時には終了の予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１の「ゲストスピーカー発言」とあります。本日も事業者団体の方にゲストスピーカーとしてお越しいただいております。ご意見をちょうだいし、私たちで理解を深めてまいりたいと思っております。それでは、事務局からご紹介いただきたいと思います。

○事務局

はい。本日の部会でも、事業者団体からのゲストスピーカーとしてご意見をいただきたいと思っております。本日は、大阪興行協会の常務理事にお越しいただいております。当協会は、映画館などの組合で、昨年度に行いました差別解消の取組みに関する意見照会でも回答をいただいたところです。質疑などを含めまして、１５分程度でご発言いただきたいと思っております。

○部会長

それでは質疑も含め、１５分の時間でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○ゲストスピーカー

はい。皆さまおはようございます。私どもの業界は、夜、会っても「おはよう」と言うのが業界の掟でありまして、ついついこう言う癖が付いております。ご了承ください。

まず、日ごろより大阪の映画館をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、映画は人の心を癒やす、夢と感動の商品でございます。本日は、映画館における障がい者の方への対応についてお話しさせていただきます。

まず初めに、大阪興行協会は、昭和３３年、厚生省に認可された団体でございまして、現在の組合員数は映画館で２００、演劇・貸館ホールで１０、合計２１０で組織された組合でございます。昨年１年間の映画を見た総人口、映画人口と申しますが、１億６千１００万人、興行収入は２千７０億円でございました。大阪のシェアは、動員・興行収入ともおよそ１０％ほどでございます。

さて、その映画館でございますが、営業の業態が３つに分けられます。まず、シネコンでございます。皆さま方は映画を鑑賞されるのは、ほとんどの方がこちらでご覧いただいていると思います。アンケートによると９０数％、９５％ぐらいの方が、このシネコンを利用されているということでございます。

シネコンとは何ぞや。１カ所の建物に、５スクリーン以上の映画館をシネコンと呼ぶのでございます。発祥はアメリカで、大阪は平成５年、東岸和田で営業いたしました。現在は、大阪府内に１９施設、１８２スクリーンがありまして、邦画、洋画以外にスポーツ中継はじめ、演劇、ライブ等をデジタルで上映しております。館内は、一部の劇場を除き、バリアフリー化されております。

次に、単館系という劇場があります。ミニシアターとも呼ばれまして、主に芸術性の高い作品やヨーロッパ、アジアの映画を公開しています。５劇場、１０スクリーンを全館デジタルで上映しております。建物が老朽化となり、バリアフリー化はここでは進んでおりません。

３つ目は昭和の時代からある町の映画館、一般館です。映画全盛の昭和３０年代から営業している映画館でございまして、かつては大阪に４５０館ありましたが、時代の流れにより、現在は８館になりました。建物はかなり老朽化しておりまして、バリアフリー化への設備投資は経営基盤が極めて弱く、余力がないのが実態でございます。

２ページ目を開いてください。一般館の多くは、階段の多い劇場での問題点があります。何かと申しますと、チケットを買って、客席に入ろうと思ったら、客席まで階段になっている。２階に客席があったり、また地下へ降りていかないといけないという問題があります。

仮に車いすでご来館いただいた方の対応でございますが、まず施設を見ていただいて、さらに従業員ですが、もう６０代、７０代の年輩の方が中心でございますので、ごめんなさい、お手伝いできないことをお断り申し上げ、理解の上、お帰りいただいているというのが実情でございます。なお、障がいを理由にお断りはしておりませんので、付き添いの方があれば入場は可能でございます。

単館系と一般館の設備改善策です。シネコンは、かなりまだ余裕があるのですが、この単館系と一般館というのは、経営状況が厳しいということがございます。従いまして、トイレの改修をはじめ、設備の改善には留意いたしておりますが、その費用の対策として、日本政策金融公庫の融資の活用を進めております。また、大阪府生活衛生営業指導センターや大阪商工会議所にも相談いたしております。

次に、お客さまの苦情や意見についてでございますが、障がい者の皆さま方からいただく苦情と意見を現場の責任者、管理者にアンケートで書いてもらいました。その１つずつを紹介いたします。

指摘されたその１つとして、車いす席の専用席が、非常に見にくい場所にあるというところです。シネコンに入っていただいたら、だいたい車いす専用席が前の方か一番後ろにしかありません。真ん中には、たぶんありません。これのお答えでございますが、お客さまの安全面を考慮して、客席ドアと通路に近い場所に専用席を設けていますということです。

ただ、ここはやっぱり見にくいから、もっと真ん中で見たいというご希望がございました場合は、鑑賞は可能でございます。スタッフまでお申し出ください。

その２でございます。身障者専用のトイレが客席から遠い。トイレの場所がわかりにくい。トイレを健常者が利用されていたので、それは控えてほしいというアンケート結果がございます。この答えとしましては、トイレの場所と表示は重要な課題と認識しており、わかりやすいサインを研究いたしております。健常者の利用に関しましては、ご理解を賜りたいということでございます。

その３、混雑時は障がい者専用のチケットブースを設けてほしいという要望でございます。シネコンの多くは銀行並びと言いまして、パーテーションを引いてぐるぐると回っている。そんなところではなかなか買えないというところでございますので、この場合お申し出いただきましたら、たぶん劇場が別ブースを空けていただけると思いますので、お気軽にご相談ください。

その４でございます。障がい者の証明書を事務的に求められた。チケット購入時に障がい者手帳のページを入念にチェックされて、非常に不愉快であったということです。このお答えとしましては、お客さまには笑顔で丁寧な応対が必要です。ご不快を与えたということは、劇場として反省いたしております。以後、朝礼等で接遇の基本動作を確認しますという社員の言葉でございます。

その５です。日本語字幕版と音声ガイド付の上映作品を増やしてほしい。上映日数も増やしてほしいという要望でございます。答えとしましては、制作・配給・興行の映画業界の課題として、現在前向きに取り組んでいる次第でございます。

次の３ページをご覧ください。先ほどが障がい者の方々のご意見でしたが、健常者からの苦情と、これはもう圧倒的に多いのですが、下の１位から５位まで並べております。これらのさまざまな苦情は、サービス業務にとって、サービスの改善となるヒントが隠されていますので、われわれとしては大変重要視しております。

次に、全てのお客さまに対する苦情や、意見に対する対応ですが、これはいろんな方に見ていただきましたが、こんなことはうちの業界でもやってまっせというところでございますので、後から読んでいただいたら結構かと思います。

４ページのバリアフリー映画について、お話しさせていただきます。別紙の方もご覧になっていただければと思います。では現状はどうかと言いますと、全米ではメジャー映画のほとんどで、字幕解説と音声解説が提供されています。片や日本では２０１４年に公開された邦画は６１５本ありますが、このうち日本語字幕付は６６本、音声ガイド付は６本でございました。『２年前に「障がい者の藝術文化振興議員連盟」が設立され、本年度から実証実験によるマニュアルを作成します。映画業界として対応にまだまだ多くの課題があります』と全興連大藏会長の談でございまして、来年の２月か３月にマニュアルができますので、できましたら皆さま方にお届けしたいと思っています。

業界としましても、法律の趣旨を踏まえて、適切に対応してまいりたいと思っております。

大阪で最近上映されたバリアフリー映画の実例でございます。ある邦画が梅田で７月５日から８日まで字幕版を上映いたしました。７月６日は音声ガイド版を１日１回上映しました。７月６日じゃなくて、５日が正解です。５日に修正します。つまり、５日は字幕版と音声版と一緒に上映したということになります。

その日の入場者でございますが、全入場者３８２人中、７４人の方がご利用いただいたということです。６日は７人、７日は１人、８日は７人ということです。かっこは当日の総入場者数でございます。

続いて別の邦画を大阪で７月１１日の土曜日と１２日の日曜日に上映いたしました。７月１１日の１２時５分の回は、字幕付と音声ガイド付を上映し、当日この回に４２名のご入場をいただきました。１日通しては２３８名であります。翌日は１０人のご利用をいただいたと。この日は字幕版のみでございます。

そのほか劇場が入場を拒否する事例、かなりきついことを書いています。これは、条例による区分と、業界の自主規制による区分で入場をお断りする場合がございます。例えば条例の場合が、午後１０時以降は１８歳未満の方は、保護者の同伴があっても入場はできません。そして、Ｒ１８とかＲ１５と書いています。Ｒ１５で例えますと、業界の自主規制、レイティングというのがありまして、ここで１５歳未満の方がふさわしくないという判断がありましたら、１５歳未満の方は入場できないというシステムになっております。

ほかには危険物の持ち込み、泥酔者、そして病人はお断りいたしております。

退場またはご注意申し上げる事例としましては、迷惑行為があった場合、映画を盗撮した場合、こういった場合は退場を願っております。

最後にまとめとして、映画館におけるバリアフリーはサービス業としてまだまだ不十分でございます。今般、皆さま方に映画館の現状を少しでも知っていただき、ご意見やアドバイスをちょうだいできれば大変ありがたく思います。各劇場の支配人をはじめ、私ども大阪興行協会に寄せていただければ結構と思います。また、私どもも、本日のご縁を持ちまして、今後ともいろいろとご相談させていただく案件があるかと思います。その節は何とぞよろしくお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

○部会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご発言に関しまして、委員の皆さま方からご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。委員、お願いいたします。

○委員

４ページの「バリアフリー映画について」ということで文章が載っておりますが、その中に２０１４年に日本で公開された映画の数はということで６１５本、日本語字幕が付いているものは６６本、音声ガイドは６本だけと書いてあるのですが、この数が非常に差があって、音声ガイドは６本しかないと。日本語字幕が付いている映画の数がとても少ないというのはどういう理由があるのか、教えていただけますでしょうか。

○ゲストスピーカー

字幕版の方は、かれこれもう十数年前からこういった議論がございました。音声ガイドというのは、ここ３年、４年ほど前というところで、まだまだ歴史が浅いということが１つあります。それと、音声の場合は、以前は映写室から電波を飛ばしてイヤホンで聞いていただいたということもありますし、最近はＦＭラジオみたいな形で、イヤホンで聞いていただくということで、まだまだこれからの取組みということです。

委員がおっしゃった少ないということは、確かにそのとおりでございまして、今後本数は増えてくると思っております。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。

○委員

はい。

○部会長

はい、委員、お願いいたします。

○委員

私もこの数字を見て、あまりにも少ないということなのですが、これは映画を制作する段階から音声を付与していくということで、非常に少ないし、これは増やしていただかないといけないわけですが。

実はボランティア組織を中心としまして、ＤＶＤの映画、だいたい公開されてきます映画というのは、ほとんどＤＶＤでも発売されるということなのですが、そのＤＶＤの映画を家庭のテレビで再生するときに、音声ばかりを録音したＣＤ－Ｒを同時に流すことによって、家庭でも手軽に音声解説、副音声解説というものが利用できるような状況になっているのですね。これが東京の日本点字図書館を中心としてボランティア組織が幾つかでやっているという状況がある。

もう１つは、最近ＤＶＤで発売されてくる映画というものに、ＤＶＤの会社自体が音声を載せて、それを毎月何タイトルかそういうＤＶＤが発売されてきている。ということで、私どもも個人で３千円なり４千円で買っているという状況になっていまして。

もう１つは、今便利なものが出ているんですが、これは専門的な話になりますので今は省きます。だから、家庭で映画を楽しむということでは、いろんなところの努力でそういうことが実現してきている。ただ、やはり私どもも映画館で臨場感あふれる音で楽しみたいということと、やはり知り合いと一緒に映画館にも行きたいということがありますので、ぜひ初めから映画館で上映するような映画の中にも、もっとたくさん副音声解説の付いた映画を制作していただければ、ありがたいです。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。

○手話通訳

すみません。

○部会長

はい。

○手話通訳

手話通訳の読み取り間違いがありましたので、訂正させていただきたいんですが、先ほどの委員の発言ですけれども、日本語字幕付の映画が６６本と数が少ないんですが、これはどういうことですかという質問が。質問の趣旨はそうでした。

○ゲストスピーカー

どうもすみません。６１６本あった中で、その１割しかないということはご指摘のとおりでございますので、これはわれわれ映画館側の方からも、映画の制作、配給会社の方に、ぜひ本数を増やしてほしいという要望は出したいと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

はい。大変お忙しい中、出席いただきまして、ご意見をちょうだいし、誠にありがとうございました。ご多忙のことと思いますので、これで退出していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○ゲストスピーカー

どうもありがとうございました。失礼いたします。

○部会長

はい、事業者団体の方からご意見をちょうだいいたしました。それでは、本日の議題「これまでの議論の整理」に移ります。事務局で第１１回から第１３回までの部会議論を整理し、これまでの議論の整理（案）を作成いただいているところでございます。項目ごとに確認、議論をしてまいりたいと思っておりますので、まず「はじめに」の部分と「２　取組みの基本的な方向性について」、この２つについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「はじめに」というところから読み上げをさせていただきたいと思います。失礼します。

「１　はじめに

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会は、障がい当事者団体、相談機関や人権団体等の関係機関・団体、学識経験者等により構成され、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを検討してきた。

平成２６年９月には、（１）何が差別に当たるのかについて、府民共通の物差しとなる「ガイドラインの策定」、（２）障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争の防止・解決の体制整備」、（３）障がいや障がい者に対する理解を深めるための「啓発活動の促進」、を取組みの３本柱とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）」をとりまとめた。

点字資料は２ページになります。

提言を受けて、大阪府は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいて、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわかりやすく記載することで、障がいを理由とする差別について府民の関心と理解を深めるため、平成２７年３月に、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第１版）」を策定・公表した。

府ガイドライン等により理解を深めていくことはもっとも重要な、基礎となる取組みであるが、平成２８年４月の障害者差別解消法の施行を控え、

点字資料は３ページになります。

差別解消部会では、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて議論を行ってきた。

具体的には、（１）相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策、（２）実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性、（３）（（１）・（２）の議論を通じて）条例の必要性、について検討を行い、平成２７年８月まで５回にわたり議論した内容を、ここに整理したので、府におかれては、障害者差別解消法の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みを適切に進められたい。

なお、より幅広い意見を聞いて、差別解消部会での議論をより深めるため、障がい当事者団体・事業者団体から９人のゲストスピーカーをお呼びして、意見を表明いただいた。ご多忙の中、意見を表明いただいたゲストスピーカー諸氏には改めて感謝申し上げたい。

点字資料は５ページになります。

「２　取組みの基本的な方向性について

（１）共生社会を目指して

第４次大阪府障がい者計画の基本理念である「人が人間（ひと）として支え合いともに生きる自立支援社会づくり」をめざしていくためには、多様な主体による協働が必要である。

障害者差別解消法は、そのための重要なツールであり、障がい当事者や行政はもとより、事業者を含め府民全体に周知徹底していくことが必要である。

なお、障がい者自身が差別されたと気づいていない場合があり、法の理念や合理的配慮等について、障がい者に対する啓発も必要との意見があった。

また、差別の問題の根底には、障がい及び障がい者についての理解の不足があると考えられるため、たとえ相談、紛争の防止・解決の体制を

点字資料は６ページになります。

形式的に整備したとしても、事業者を含め府民全体の意識が変わらないことには、根本的な解決とはならないことを認識しておく必要がある。

（２）府ガイドラインの普及啓発

（１）の観点からも、府ガイドラインを国よりも先に策定・公表したのは非常に意義がある。今後、法施行に向けて、府ガイドラインを活用した周知が重要である。

たとえば、精神障がい者の理解が十分に進んでいないことから、何が起こるかわからないという不安が生じ、退去や入居拒否が起こっているとの指摘があった。提言の原則にある「障がい理解を深めることが重要」、また府ガイドラインの冒頭にある「大切なのは理解し合うこと。そのために対話すること」という視点から、取組みを続けていく必要がある。

点字資料は７ページになります。

また、啓発に当たっては、行政だけでなく、事業者を含め府民や障がい者団体にそれぞれ担うべき役割がある。

（３）事業者の取組み

事業者も一方の当事者であり、同じ社会をめざす当事者という認識で取組みを進める必要がある。

差別解消部会においては、事業者団体における取組みとして、団体でのセミナー・研修による法内容等の周知や苦情相談窓口の整備等の自主的な取組みが紹介された。

さらに、事業者として、未然防止の観点から、府ガイドライン等を活用して、啓発に取り組んでいくとの説明があった。

また、民間事業者としても、最大限努力していくが、とりわけ中小企業にとって、過度な負担とならないよう、運用上の配慮を求めたい。特に、合理的配慮は、新しい概念であり、

点字資料は８ページになります。

概念自体の周知と十分な浸透が重要であり、企業や経営者の納得を十分に得ながら、一歩一歩、社会に定着させていくことが大事との意見があった。

（４）取組みを進めるに当たって

以下のような視点を持つことが必要との指摘があった。

差別かどうかという視点よりもむしろ、生活全般から問題を捉えていく視点が必要である。障がい者が地域で安心して暮らせるということを守り、保障していくことが差別解消につながる。

現在の社会の中には、障がい者は保護の客体であるという見方がまだ残っており、これらが解消しない限り、法のめざす趣旨は実現しない。

障がいの種別や時代によって変わっていくので、形式的に規制するということよりも、共生社会をどのように実現していくのかという視点が大事で、その意味で啓発活動が非常に重要である。

点字資料は９ページになっております。

合理的配慮が社会に定着していくことを期待するが、場所や時代によって、配慮の中身も常に変わることに留意する必要がある。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。この１及び２の、今、読み上げた点について、ご意見などがございましたら、ちょうだいしたいと思います。はい、委員、お願いいたします。

○委員

今の２の「取組みの基本的な方向性について」なんですが、もう１項目立てたら、起こしたらいかがかなという意見なんですが。例えば障がい者の共有するという方向性を明確にということなんです。現在、というか今も進行形ですが、もちろん、新しい技術や商品、そしてサービスが新たな差別を生む可能性がある。それを避けるために、方向性を示しておくべきではないだろうかと思います。

例えば、タッチパネルとか券売機が視覚障がいの人には新たな差別になりますし、高機能の携帯端末とか、高機能の電子レンジというものが、やはり知的障がい者には扱いにくい。そして、マイナンバーに関しても、やはり知的障がいとか、障がいのある人にとっては自己管理ができなくて、やはりそこが原因となって、不都合なことが起きてきたりするというところがありますので、そういうことも付け加えたらいかがかなということで提案したいと思っております。

○部会長

はい、ありがとうございます。ご意見ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

今日いただいたご意見につきましては、ご意見をちょうだいし、可能な限りで最終的な論点整理に生かせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員

はい。全部読ませていただいて、１つ訂正していただけたらと思うんですが。合理的配慮の不提供に関するところで、中小企業という文言があるんですが、中小企業でも経営状態が良好なところもありますし、大きく利益を上げていらっしゃるところもあるということで。だから、これは零細な企業というか、経営基盤が零細なというか、あるいは経営基盤が軟弱かという、そういう書き方をしていただいた方がいいんで、中小企業という１つの企業形態のグループという書き方をあらためていただけたらと思いました。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほか、ご意見はございますでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員

２点あるんですが、まず１点目は「はじめに」の冒頭の文章で、この差別解消部会の構成について書かれているのですが、その中で事業者団体という文言が落ちているように感じますが、どうなのでしょうかという点が１点目です。

２点目ですけれども、これは１、２以降、きょうの案全体に関わることなんですが、部会としての意見というか、共通認識となっている点と、部会で出された個別の意見というのがどのように区別されているのかが、少しわかりにくいところがあるように感じられます。表現の中で、これこれとの意見があったという書き方になっている場合には、部会で出た１つの意見かと思うんですが、特にそういう書き方がされていない場合、部会としての意見なのか、それとも部会で出た意見の１つなのかといったあたりは、もう少し区別を付けるというか、言い変えれば部会としての共通認識、意見となる点をもう少し整理した方がいいのではないかという印象を持ちました。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。事務局は今の点について、どういう整理で書かれているんですか。

○事務局

事務局でございます。まず、委員からいただきました１点目の事業者団体が抜けているのではないかというところにつきましては、ご指摘のとおりですのでそこは入れさせていただきたいと思います。

２点目の、それぞれの文章の語尾の部分についてなのですが、委員がおっしゃったように、基本的に部会としての大きなコンセンサスが得られているところについては、基本的に言い切り口調、言い切りの語尾にしていると。そういう部会の１委員の方からご意見があったものについては、「という意見があった」とか、「という指摘があった」という形で書き分けはしているんですが、まだそれがしっかり明確に分けられていないところもあろうかと思いますので、ご指摘を踏まえまして、次の部会に向けて精査していきたいと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。そうしますと委員にご指摘いただいた中小企業にとってという、３ページの部分は、「意見があった」。その意見の内容なのでしょうね。部会の共通認識ではなくて、そういう意見として配慮してほしい。配慮を求めたいということなのでしょうか。

○事務局

はい、おっしゃるとおり、３ページ目の一番下の段落につきましては、語尾が「との意見があった」ということですので、そういう意見をいただいたということを表した文章とさせていただいています。

○部会長

４ページ目は、「以下のような指摘があった」ということですので、この４点は部会の意見として取組みを進めていく上の基本的な考え方ではなくて、意見の紹介というふうに考えるのでしょうか。

○事務局

一応そういう形でまとめさせていただきましたが、ここにつきましてもご意見等をいただければ、適宜反映していきたいと思います。

○部会長

いかがでしょうか。４ページ目は部会の。

○委員

よろしいでしょうか。ごめんなさい。

○部会長

はい、どうぞ。

○委員

実は私、今までのうちの２回欠席していますので、このように追加して申し上げたいことがあります。４ページの「（４）取組みを進めるに当たって」ということで４点書かれていますけれども、１番目に「差別かどうかという視点よりもむしろ、生活全般から」という文章がありますね。ここで意見を申し上げたいのは、差別かどうかというのは、障がい者の生活だけではなくて、社会モデルの考え方に照らし合わせてみる必要があるというその考え方が大事かなと思います。ですので、これを１つの意見としてということであれば、私の意見も追加していただきたいと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。そうですね、社会モデル。個人モデルから社会モデルというところが確かに取組みの基本的な方向性で落ちているのかもしれないですね。はい、ありがとうございます。そのほか。はい、委員、お願いします。

○委員

１点意見なんですが、４ページ目の「取組みを進めるに当たって」の４つ目の最後のところ、「合理的配慮が社会に定着していくことを期待するが」とありますが、取組みを進めると、また、合理的配慮というものが必要という意味合いからして「期待するが」というのが、非常に第三者的な文章に見えると思います。「定着していくことを進める中」とか、「推進する中」とか、そういう期待というところをもう少し前向きにやるという意思表示を入れたらいいかなと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。これも意見として「期待しますが」というご意見があったのですが、部会の意見として取りまとめようと思った場合には、「進める中」という位置付けの方が、より明確になるというご指摘です。ありがとうございます。そのほか。はい、委員の後から委員にお願いしようと思います。

○委員

私もうかつというか、何の気なしにこの文章全体を読んでいたんですが、こういう意見があったという書き方で、今から考えるといろいろあるわけですね。そして、これはもう「意見があった」ということで流していくべきなのか、この部会の意見ということで、部会全体の意見という位置付けにするのかについて、やはり「意見があった」というのを１つずつ取り上げて議論し、意思を確認していかないといけないと思うんですが、この「意見があった」ということになっている一連の文章というものの取り扱いは、どのようにされていくんでしょうか。

○部会長

はい、事務局よりご説明いただけますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。今回お示ししましたこの原案につきましては、これまでの３回の議論を事務局なりに解釈しまして、先ほども述べたような形で案として提示させていただいておりますので、そこについて、もし表現の仕方がおかしいということでありましたら、そこは適宜ご意見をいただければ、それを反映させていただきたいと考えております。

○部会長

はい。そのほか。では委員、お願いします。

○委員

意見というか、私の意見になってしまう。「共生社会を目指して」という項の２つ目に、「障がい当事者や行政はもとより」という表現の仕方がありますが、現在の障がい者の取り巻く状況の中で、家族という問題をどう捉えるかということについても触れるべきではないだろうかと。特に知的障がいの人たちがいる場合、その代弁者が家族になっていることがとても多いので、この部分を見て動かないと、当事者だけでという判断でいいのかという疑問がありますので、少しそこは検討してほしいと思いました。

もう１点は、４番目に差別の問題の根底に、障がい及び障がい者についての理解不足があるということが触れられているんですが、そのことに異論があるわけではないのですが、４の「取組みを進めるに当たって」というところで、現在の社会の中には障がい者は保護の客体であるという見方が強い。そして、この趣旨が実現しないという。この２点はどういう視点で整理するのかをもう少し議論した方がいいのかなと思いましたので、意見として言わせていただきます。

○部会長

委員は、この「保護の客体である」というところは、どんなふうにお考えなんですか。

○委員

もう一度すみません。

○部会長

障がい者は保護の客体でありという、この趣旨について、もう少しこの部会で議論した方がよいとおっしゃいましたけれども、この部分はどういうお考えなんでしょうか。

○委員

本質的にはそうだと思うんですが、今の制度の中で障がいを持っている方、障がいのある方々が積極的に発言をし、事業とかサービスの利用の主体になりつつあるという表現を。私なんかは感じているもんですから、そういう受け身的な捉え方ではない。もちろん不十分ですが、もっと積極的にこの部分を考えていかないといけないのかなと思ったもんですから、そういう意味合いで述べさせていただきました。

○部会長

２０００年以降、障がい者の方は、サービスの対象、保護の対象から利用の主体に変わっているが、まだ保護の対象であるという見方が社会の中では残っている。こういう趣旨なんでしょうね。

○委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○部会長

そのほかは、いかがでしょうか。はい、じゃあ右側の委員からずっと回っていきましょうか。

○委員

よろしくお願いいたします。

先ほどからのご意見と重なるところもあると思うんですけれども、この３ページと４ページのところで、「取組みの基本的な方向性について」ということで、（１）から（３）までが概して共通の意見として書かれている。それに対して（４）が、こういう指摘があったという表現だけで終わっているというのは、やはり問題だと思います。

だから、この（４）に関しても、もう少し議論を進めていくなりして、部会としての全体的な意見として記録する必要があると私は思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。次に委員、お願いできますか。

○委員

よろしくお願いいたします。

先ほど来からのお話とは少し違う。どちらかと言うと、形式的な公式になるんですが、３ページの（３）の黒ポツの１つ目のところで、「事業者も一方の当事者であり、同じ社会を目指す当事者という認識で取組みを進める必要がある」という表現があるんですが、そこで言う「同じ社会」というのが、少しわかりにくい表現のように思いまして、おそらく２の（１）の共生社会のことを指しているのかなと考えているんですが、だとすると趣旨を明確化する上では、ここは「共生社会を目指す当事者」という表現の方が適切ではないかと考えました。私からは以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。それでは委員、お願いいたします。

○委員

失礼します。簡単なメモだけ提出しておりますので、その内容で発言をさせていただきます。

「取組みの基本的な方向性について」の「（１）共生社会を目指して」の１点目の丸と２点目の丸です。特に２点目の丸のところで「障害者差別解消法は、そのための重要なツールであり」という形で書かれています。共生する自立支援社会づくりのためのツールが障害者差別解消法という形で表現されているように思いますので、私はやはり障がい者の権利という観点が必要ではないかということで、このように挿入したらどうかということを考えてまいりました。

例えば、『障害者差別解消法は、国連の「障害者の権利に関する条約」を受けて制定されたもので、障がい者が社会参加するための社会的障壁を取り除き、その権利を保障することで、ともに生きていく共生社会をつくるための重要なルールである』という形で、障害者権利条約から位置付けられた障害者差別解消法の位置があり、社会のルールとして定着させる必要があるという、この位置付けを入れる必要があるのではないかと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

はい、それでは３、４の項目を事務局よりご説明いただきたいと思います。

○事務局

それでは３を読み上げさせていただきます。点字資料の１０ページになります。

「３　相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策について

障害者差別解消法の趣旨に沿って、市町村等身近な地域・既存の相談機関等の活用・充実を図ることを基本としつつ、府・市町村の適切な役割分担のもと、府は広域的な立場から、府における相談、紛争の防止・解決の体制整備を図る。

具体的には、地域・既存の相談機関等において事案を解決することを基本としつつ、府においては、以下の体制整備を図る。

（１）地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み

（２）（１）の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から対応する仕組み

点字資料は１１ページになります。

（１）地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み

具体的には、専門性を有する人材として、広域専門相談員を配置して、地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組みとする。

障害者差別解消法において、地方公共団体（都道府県・市町村）の体制整備の責務が規定されたことを踏まえ、千葉県等の条例における法成立前の体制整備と法施行後の府における体制整備は整理が必要であり、法施行後は、市町村も地方公共団体として体制整備を行うとともに、市町村が対応できない部分について、府がどのように関わるのかがポイントになる。

点字資料は１２ページになります。

相談等の特殊性や府の人口規模を考慮する必要があることから、市町村の福祉担当部局における既存の障がい者相談体制を活用し、一義的には、市町村の相談体制により対応することとし、府は困難事例や広域的な対応が必要な事案を取り扱うのが適当である。

事業者側からも、市町村が窓口となり、なるべく地域で解決する、地域で解決が困難であれば、府の専門性ある組織で対応する体制は、理にかなっているとの意見があった。

（府の広域専門相談員）

当事者間の調整的な紛争解決は、判定的な紛争解決を担う合議体の前段階である広域専門相談員が、相談機能とともに担うことになり、法の担い手として重要である。

点字資料は１３ページになります。

広域専門相談員は、単に当事者の話に耳を傾けるだけでなく、実際に当事者のところに出向いて話を聞いて、調査や調整を行うことが求められる。

広域専門相談員に求められる機能としては、たとえば、以下のものが考えられる。

・地域・既存の相談機関等に対する助言

・事案の当事者に対する意見聴取、調査

・相談員を交えた当事者間の話し合い（協議）や関係機関の調整

・地域・既存の相談機関等間の連携促進

・相談事案の収集と分析

なお、府の広域的な専門相談では、レベルの高い、難しい相談があがってくることも考えられるので、広域専門相談員のアドバイザーやスーパーバイズの体制を作っておく必要があるとの指摘があった。

点字資料は１４ページになっております。

また、府の相談は、幅広い内容になるので、一人の相談員がそれらに関する知識をすべて持っているわけではなく、関係機関相互の連携体制が非常に必要であり、相談の支援ネットワークというものも考えられるとの意見があった。

（事業者からの相談への対応）

円滑な制度運営のためには、対応を求められる企業サイドの窓口も必要であり、事業者からの、対応が必要十分であるかといった個別具体的な相談に対応することが求められる。それによって、差別解消の考え方や対応方法がより広がっていくことになる。

業界によっては、苦情相談窓口を設けており、法施行を受けて、事業者で自主的に対応できるよう、理解と認識を深めていくので、それらの業界の相談窓口との連携も重要であるとの指摘があった。

点字資料は１５ページになっております。

なお、地域・既存の相談機関等においても、事業者からの相談に対応することが求められる。

（雇用分野に係る事案）

雇用の相談・紛争事案は労働紛争という性格があるので、状況等を把握した上で、障害者雇用促進法に定める労働局などの相談や紛争解決の仕組みにつなぐことが適切である。

点字資料は１６ページになります。

（２）（１）の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から対応する仕組み

具体的には、合議体を設置して、より専門的・中立的な立場から対応する仕組みとする。

合議体は、障がい者、家族その他の関係者からのあっせんの申し立てを受けて、当事者双方に対する調査を行い、あっせん案を提示する。

中立性や第三者性は大事な部分であり、合議体は、学識経験者、障がい当事者、事業者等から構成することが考えられる。

（対象事案の取扱い）

不当な差別的取扱いに係る事案は、広域専門相談員が調整を図っていくが、

点字資料は１７ページになります。

それでも解決できない場合には、最終的に合議体で対応していくのが適切である。

合理的配慮の不提供に係る事案は、広域専門相談員が調整という形で解決を図っていくのが適切である。合理的配慮の中身は、当事者間のコミュニケーションの中で決まってくるものであり、第三者による判断は難しい。

合議体のあっせんは、法的な強制力をもつものではないが、実効性の確保のための措置とあわせて考えると、それは、事実上の強制力をもってくるので、法律上義務付けられていない合理的配慮の不提供に係る事案まで合議体が踏み込んで判定していくのは、なかなか難しい。また、根拠規定を作ったとしても、技術的に、グレーなところを判定できるのか、難しいという課題がある。

点字資料は１８ページになります。

事業者側からは、合理的配慮は新しい概念なので、企業サイドも万全の体制とはなっていない中、懲罰的な指導よりも、建設的なアドバイスを行う姿勢で臨んでほしいとの意見があった。

一方で、法では、合理的配慮の不提供に係る事案も助言・勧告まではできる。現実的には、不当な差別的取扱いに係る事案や合理的配慮に係る事案は区別しづらく、切り分けることができないとの意見があった。

合議体にどのような事案がどの程度の頻度で上がってくるのかは実際に動き出してみないとわからないので、仕組みを動かしながら今後の方向性を考えていくということも必要との指摘があった。

よって、対象事案の取扱いは、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題とすることが適当である。

点字資料は１９ページになります。

（雇用分野に係る事案）

雇用の相談・紛争事案は労働紛争という性格があるので、合議体の対象事案とするのではなく、障害者雇用促進法に定める労働局などの相談や紛争解決の仕組みにつなぐことが適切である。

（３）地域・既存の相談機関等における解決の仕組み

千葉県等における相談の状況を見ると、差別に係る事案は全体の４分の１で、生活上の相談が多い。また、実際の相談対応では、市町村をはじめ既存の相談機関でもされているように、当事者の思いを傾聴し、ソーシャルワーク的な対応・調整を行っている。

相談の対応に当たっては、対象事案は相談段階では幅広く捉え、生活上の相談も含めていくことが求められる。

点字資料は２０ページになっております。

具体的な事案は、一義的には身近な地域の相談機関が対応する。相談機関は１か所ではなく、複数あって選択できるように、地域での様々な既存の相談機関が引き受ける。ただし、それを市町村レベルでどのように連携し、府域全体にどのようにつないでいくのか、システム化して明確にする必要がある。

相談体制は各市町村で様々であるが、まずは市町村の中で、その市町村における社会資源の状況等を踏まえながら、相談体制を確立・整理する。その中で、たとえば、市の障がい福祉担当課、基幹相談支援センターや相談支援事業所など、中核となる窓口を明確にして、府がそれらの相談窓口と連携する体制が適当である。

点字資料は２１ページになります。

他の相談機関の対応は、相談機関同士でもよくわからない現状があり、相談機関同士の情報交換のようなものも必要になってくる。

たとえば、市町村で、専門的な相談員を置くことも考えられるとの意見があった。

また、相談窓口においては、情報提供やコミュニケーションに関する配慮を行い、手話や点字等による相談への対応が求められるとの指摘があった。

身体障がい者の相談員や知的障がい者の相談員が差別の相談に対応することについては、その役割や他県の状況から難しいと思われる。また、個人情報保護の関係で、どこに相談員がいるのか公表できない課題もあるという指摘があった。

なお、既存の相談窓口として、市町村の人権相談窓口があり、その活用を図るべきとの意見があった。

点字資料は２２ページになります。

この点に関して、障がい者の意識として、人権問題であっても福祉問題として相談に行くこともあり、今の人権相談体制では障がい者のニーズに対応できていないのではないかとの指摘があった。

（府の役割）

市町村がそれぞれの判断で体制整備を行っていくことになるが、広域自治体としての府のビジョンを持って、地域における相談体制のイメージや一定の考え方を市町村に対して示すことが必要である。

相談窓口の明確化のために、相談窓口の一覧表を作成し、府民に知らせるべきである。

なお、市町村としても、なすべきことを進めていくので、府独自の体制整備や条例検討の行方について、準備時間の確保のため、政令市も含め市町村への技術支援、早期の情報提供を望む意見があった。

点字資料は２３ページになっております。

また、相談員の養成は市町村ではなかなかできない部分があるので、人材育成や質の向上の役割は府が担うべきとの意見があった。その方法として、相談事例の収集・分析を行い、その成果をフィードバックすることが挙げられた。

（４）障害者差別解消支援地域協議会

地域協議会は合議体とは別のものとして、当事者も入って、相談事例の収集・分析や今後のあり方などを協議していく役割を担うべきである。

市町村によっては、自立支援協議会の中に位置づけることも考えられる。

点字資料は２４ページになります。

４　実効性の確保のための措置の必要性について

障害者差別解消法の趣旨に沿って、事業者における自主的な取組みを促すこと、かつ、相談、紛争の防止・解決の体制を整備して、当事者間の調整を行い、話し合いによる解決を図ることを基本とすべきである。

しかしながら、それらに期待することが困難な場合を想定して、たとえば、合議体によるあっせんを行っても、正当な理由なく、事業者があっせんに従わない場合に、障害者差別解消法が規定する行政措置を踏まえた上で、府独自の仕組みとして、実効性の確保のための措置について検討を行った。

実効性の担保のため、知事の権限として、勧告または公表の権限を定め、しっかりと対応していくべきとの意見があった。

点字資料は２５ページになります。

一方、障がい者に平等な機会とアクセスを保障するためには、差別禁止の実効性は重要な課題であるが、あまり踏み込み過ぎると、事業者の経済的自由という別の価値との関係が問題になってくる。障がい者と事業者の協力という観点からの検討が必要である。

その観点からも、ナショナルスタンダードである法が来年度からスタートする中、まだ、法の周知も不十分であり、条例で、違反企業社名の公表など企業の対応に対するハードルをいきなりあげることは、慎重にすべきとの意見があった。

罰則については、事業者の自主的な取組みを促すこと、また、話し合いによる解決を図ることを基本とする法の趣旨を踏まえた取組みにそぐわないことや事業者の活動に過度な制限をもたらすのではないかという懸念があることなどから、反対する意見が多かった。

点字資料は２６ページになっております。

勧告、勧告不服従の場合の公表や罰則といった制裁措置を設ける場合には、その具体的な要件や手続等を明示した根拠規定を条例で定める必要がある。その際、熊本県の条例のように、要件等について慎重な取扱いをする。以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、委員の皆さま方からご意見をちょうだいしたいと思います。はい、委員、お願いいたします。

○委員

中身はいいですが、私は単純に考えると、相談のスタートの窓口といいますか、それが（３）みたいなところに入れると、この章全体の構成としては、やっぱりまず窓口のことがどういうイメージなのかをつくった上で、それを府としてバックアップしていくんだと。それが、まだ解決しないときは合議体で検討すると。こういう、何となく初歩のところからスタートしていった方が理解がしやすいように思いまして。

だからたとえば（３）の７ページのところですね。この辺ぐらいを（１）にして、そして（１）の中でも、頭の方で少し文章がありますけれども、たとえば（１）の２つ目の黒い点、相談等の特殊性や府の人口規模を考慮する必要があるから、市町村云々云々と。それで一義的な市町村の相談体制に対応するとして書いてある。こういったところは地域の相談の窓口の機能みたいな感じで、１つにまとめてしまった方がいいんじゃないかという感想を持っております。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見は、ございますでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員

メモを出しておりますので、メモに沿って。５点になりますが、提案をさせていただきたいと思います。

１点目は（１）の地域の相談機関を支援する仕組というところです。挿入するという意味で、「相談者が相談しやすいように、市町村の相談窓口と府の相談窓口と複数の相談窓口があったほうがよいという意見があった」と記憶しております。市町村でなかなか相談しにくいところを、府にも相談するということがあると思いますので、第一義的には市町村の相談窓口ですが、市町村の相談窓口に行かなくても、府の相談窓口でも対応できるという、そのようなことが必要ではないかと思います。これが１点目です。

２点目は、（１）の「（府の広域専門相談員）」のところに挿入したらどうかということです。

読み上げますと、「府の広域専門相談員の配置は、広域で市町村の相談窓口と連携したり、内容も難しく継続した相談に対応したりする場合が考えられることから、予算や人数の面で十分に対応できる体制の整備が必要である」ということです。これは、私も発言させていただきましたが、やはり必要な人数の配置がなければ、なかなか市町村と共に相談を解決につなげていくことがし切れませんので、十分に対応できる体制の整備を部会からの意見として入れる必要があるのではないかと思います。

３点目です。資料でいきますと、６ページの一番下になるんですが、「（対象事案の取扱い）」というところです。合議体での対象事案の取扱いというところです。７ページの点の３つ目になるんですが、一方で、合理的配慮の不提供は不当な差別的取扱いと関わって区別しづらく、切り分けることができないとの意見があったということが原案で出されています。ここにもう少し追加して、合理的配慮がどこまでできるかに関わって、差別的取扱いに当たるかどうかということが多いことから切り分けることができないという形で表現する必要があるのではないかと思います。

どこまで合理的配慮ができるか。例えば保育園に入園させるといった場合に、どこまで施設とか人の配置ができるかに関わって、入園を拒否するという行為が本当に差別に当たるのかどうかということが関わってきます。このようなことが、やはりどの案件でもあると思いますので、合理的配慮がどこまでできるかということに関わって、差別的取扱いになるかどうかが出てきますので、切り分けることができないという形で説明をしたらどうかと思います。

４点目は、そのところの一番下の点なんですが、「よって、対象事案の取扱いは、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題とすることが適当である」と原案では書かれています。ここの対象事案の取扱いを将来の検討課題にするということになりますと、差別的取扱いについても将来の検討課題になるのかと私は読んでしまいましたので、この対象事案の取扱いのところは、合理的配慮の不提供に関する対象事案の取扱い、これを相談の状況とか、国の動向を踏まえながら検討していくという形で明確にしてはどうかと思いますので、提言の中でもそのような表現だったと思います。合理的配慮の不提供に関わる対象事案の取扱いということで表現したらどうかと思います。

最後に（３）地域の相談機関等における解決の仕組みについてです。資料のページでいきますと８ページになるんですが、府の役割の前のところに、次のような文を入れたらどうかと思います。「以上のことから、既存の相談窓口が障がい者のニーズに対応するとともに、差別に関する相談に対応できるようにすること、さらには既存の相談機関が連携して相談に対応していくことが求められる」という形でまとめたらどうかと思います。といいますのは、その前に障がいに関わる相談員が差別の相談に対応するというところに、なかなか課題があるという意見があったということ、そして人権相談に関わっても障がい者のニーズに対応できているかどうかという意見があったということが出されています。このようなことがありましたので、既存の相談窓口が、差別に関する相談に対応できるようにすること、さらには全ての相談機関で十分相談を受けることができませんので、互いに相談機関が連携して相談に対応していくこと。このようなことをこの後にまとめるような形で文章を入れたらどうかと思います。

すみません、長くなりましたが、以上５点、気が付いたところを述べさせていただきました。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見はありますでしょうか。委員、お願いします。

○委員

ページ６の対象事案の取扱いのところなんですが、それぞれの中でこういう意見があったとか、という指摘があったと書かれています。なのに、最後のところについては、よって対象事案の取扱いについては、将来の検討課題とすることが適当であると言い切ってあります。

６の丸ポツの２番目のところでも、合理的配慮の不提供に係る事案は、第三者による判断は難しいというふうに、言い切りになっています。言い切りであると、まるで部会の中で一致した意見であるというふうに取られてしまいかねないんですね。決してここでそういう意見の集約を見たということではないと考えていますので、こういう書き方はいかがなものかと思います。

そして、先ほどの、第三者による判断は難しいという点につきましては、合理的配慮というのは何か気遣い、合理的配慮という言葉から言うと、何回もここで言っている話で、気遣いと取られがちですが、そうじゃなくて社会的障壁の除去、社会的障壁を取り除くことが合理的配慮ということになりますので、その社会的障壁というのは、身分と制度、慣習、その他あらゆるものということになります。

それに関する中身については、その実行についてはコミュニケーションが必要ではありますが、中身についての第三者による判断は難しいということにはならないと考えます。ですので、このような言い切りは、決してこの部会での意見の集約を一致したものではないと思います。

あと、最後の対象事案の取扱いは将来の検討課題とすることが適当であるということも同様に、私の意見としては対象事案の取扱いについては後についての条例においてきちんと決めるべきだという意見を持っております。それは、ここでも何回も述べておりますので、そういったことで将来の検討課題にするのではなくて、条例できちんと定めるべきだと思っております。ですから、ここでもやはりそういう言い切りの記載はしないでいただきたいと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。対象事案の取扱いについては、この１４回の中で繰り返し事務局提案がされてきて、どのように地域・既存の相談機関に対する支援と広域専門相談員と合わせて、合議体を取扱う範囲をどう考えるかについて議論して、事務局提案も繰り返しあったところでございます。かなり固まっている案だとは思っておりますが、事務局、今の委員のご指摘については、どのようにお考えですか。

○事務局

事務局でございます。７ページの「（雇用分野に係る事案）」の、その前の「よって、対象事案の取扱いは、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題とすることが適当である」というところにつきましては、昨年度この部会で取りまとめていただきました提言の文章をまとめの文章として適当かなと思いまして、この段落に挿入したということがございまして、そういう経緯でここに記述しております。

○部会長

はい。そのほかに意見はございますでしょうか。

○委員

すみません。５ページの「（府の広域専門相談員）」の区分の下の方なんですが、その黒いポツの真ん中で、広域専門相談員は、単に当事者の話に耳を傾けるだけでなく、実際の当事者のところに出向いて話を聞いてということを求められると記載はされているんですけれども、一応この相談体制の全般的な確認として、既存の地域での相談機関が一義的に相談を受けると。

相談を受けるときに、その相談の中の対応として地域の相談機関も当事者のところに出向いて話を聞いてということも、この差別解消法の中では必要になってくることなので、それも含めて第一義的には受けるということのだいたいの確認であったかなと思うんですが、この１行の文言が、これはそのとおりなんですが、これだけがあることで出向くのが広域専門相談員なんだというふうなとこら辺を読み込めてしまうような形になってしまうのではないかということで、全体の趣旨と若干ずれを感じなくもないので。意見です。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員

５ページの３の（１）のところなんですが、２番目のボツのところですね。相談等の特殊性や、府の人口による、・・・考えるべきであるという文言があるんですけれども、府の人口の規模というのはどう考えなければいけないのか。だからどうなるという次の文章がわからないので、そこを質問したいと思います。

たとえば人口が多ければ、相談の窓口を広げるとか、そういった話になるのであればわかるんですが、これだけではよくわかりません、だからどうなるのかと。そこを伺いたいということが１点です。

それと、最後の９ページの４の実効性のある確保のためにの２番目のポツのところですね。「一方、障がい者に平等な機会とアクセスを保障するために」というところで、これは課題であるが、あまり踏み込み過ぎると。その「あまり踏み込み過ぎると」という意味がよくわかりません。そこは要らないのではないかと思います。差別解消法の考え方に沿って協議を進めていかなければいけないと思いますので、実際の社会としては正当な理由があれば、合理的配慮がなくてもということが一方である。意味合いの違う文章を並列されると、それを一緒に、他と解決するという、この両方が大切という文章にすればいいと思います。「あまり踏み込み過ぎると」という文章ではなくて、その２点を解決するようにというふうに書いた方がいいのではないでしょうか。

○部会長

はい。

○委員

踏み込んだという意味ではなくて。

○部会長

よろしいですか。はい。今の点、文章の表現、あるいは意味がよくわからないという点については、少し事務局よりご説明いただけますか。

○事務局

はい、事務局でございます。まず、１点目の５ページの人口規模のところですが、ここは基本的にこの部会で出た意見を、エッセンスを書かせていただいたので、事務局から言うのはもしかしたら間違っているかもしれないのですが、事務局としては、こういう趣旨だろうなということで推測して書かせていただいたのは、府の人口規模というのは８８０万という、人口が多いというところから地域でのしっかりした相談体制が必要だという趣旨で、ここはそういうご意見だったのかなということで、こういう表現にさせていただいたということです。

２点目の９ページの「あまり踏み込み過ぎると」という表現についてなんですが、一方で差別禁止の実効性という価値があり、その一方で事業者の経済的自由という別の価値があると。その２つの価値を勘案する中で一方に傾くと。つまり、差別禁止の方の価値にあまり踏み込み過ぎるというか、傾くと、重きを置き過ぎると、逆の別の価値である事業者の経済的自由というものと抵触してくるという趣旨かなと思いまして、こういう形でまとめさせていただいたということでございます。表現についてはご指摘、ご意見をいただければ直したいと思います。

○部会長

委員の方の発言の趣旨をベースにして書いておりますので、十分意味が読み取れないことがあるかもしれません。はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、はい、委員、お願いします。その後で委員、お願いします。

○委員

８ページの上から３つ上の点ですね。「身体障がい者の相談員や知的障がい者の相談員が差別の相談に対応することについては、その役割や他県の状況から難しいと思われる」と書いてある。これはこれとして、こういう意見もあったかもしれませんが、私たちも同様に精神の相談員がいるわけなんですが、差別の相談に対応、十分な答えは出なくても、窓口としての機能はむしろ私は望ましいんじゃないかと思っていますので、その辺の意見は言っておりませんので、１つそういう意見もあるということを追加させていただきたいと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員、その後でオブザーバー、お願いします。

○委員

はい。５ページあたりでずっと出てきているんですが、地域既存の相談機関等。この「等」が本当に要るのかどうかと思っていろいろと考えているんですが、要るんでしょうか。ちょっとお伺いします。

それと、７ページの一番下の点のところで、「相談機関同士の情報交換のようなものも必要になってくる」。「ようなもの」という言葉がこんなところで何かおかしいと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。それではオブザーバー、お願いします。

○オブザーバー

私も委員からご指摘があったかと思うんですが、この文章は、部会で出た、発言された方のまとめという理解でいいのか、部会としてのまとめということでいいのか、その捉え方によって、この表現でいいのかどうなのかが変わってくるので、そのあたりがおそらく交ざっていると思いますので、表現の整理をしていただければ私も理解しやすいのかなと思いました。

発言された方の事実を書いているということであれば、この表現をする、すべき云々というのは、その発言をされた方に対して失礼ですので申し上げることができないということなんですけれども、そうではなくて部会としてのまとめということで、それを前提として２点ほど気の付いたところが。

墨字の５ページの中段のところで、「市町村の福祉担当部局における既存の障がい者相談体制を活用し」とございますけれども、読み手の方にとって福祉担当部局だけがと狭く解釈されてもあれなので、「既存の障がい者相談支援体制を」じゃなくて、「障がい者支援体制も」というふうに、「も」にしていただければというのが１つ。

その２行下の「事業者側からも、市町村が窓口となり」と書いていますが、これも同じく市町村だけではないと思いますので、「市町村も窓口となり」というふうに、部会としてのまとめということであればそうしていただいた方がいいのかなと思います。発言された意見を事実として書いているのであれば、特に異論はございませんので、そのどちらで解釈すればいいかということでございます。以上でございます。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いします。続いて委員、お願いします。

○委員

この文章のどこかの文言がどうこうというんじゃなくて、もっと素朴なことを申し上げますが、市町村レベルでの相談ということ、相談支援センター、あるいは相談員というものの相談ですが、要するに人間が相談に乗るわけです。そして、その人間というのは、今も相談には乗ってはおりますが、それはあくまでも福祉施策。たとえば障害者総合支援法におけるサービスについてどうこう。どういうふうに利用するとかどうこうという、そういうことに主に相談に乗っている人たちなんですね。そして、その人たちもこの差別解消法に基づいてのいろいろな差別事情について、その解決のために相談に乗ってもらうんだということだったら、それなりの研修なり、教育なりをしない限りはかえってうまくいかない。

ここからは私の推測ですが、それがうまくいっていないから千葉県のように地域での相談というものの件数が上がってこないということになっていくんだろうと思うんです。だから、その点をどういうふうにしていくのかということを、大阪府として市町村を強制することはできないでしょうけども、やはり書き込んでいかないといけないと思います。

それともう１つ気を付けないといけないのは、市町村で新たに予算化をして、この相談にあたる専門員を配置していくんやということは、まず考えられないと思います。そして、片一方では既存の組織なり、既存の人的資源を生かしていくというふうにもなっているといわれている中で、やはり市町村段階での相談というものを住民側が、つまり障がい者側がしていこうというんだったらそれなりの体制を取っていかないといけないし、大阪府レベルでそれをどう考えていくのかも示す必要があるんじゃないかと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。相談体制のあり方については、まずは市町村は市町村で、どこの範囲で地域及び既存の相談機関を、今回の差別解消法の相談を受けるものとして置くのか。そして、その上でその人たちについての差別解消法についての理解、あるいは相談に対する対応の動向をどこまで身につけていただくのか、研修を含めてまずは市町村の役割なんでしょうね。そして、それを踏まえた上で、府がそこに関わるかどうかというのはひとつ大きな政策判断になるかと思うんですが、関わり方とすれば、今は広域専門相談員という形で関わりながら緩やかなつながりを持っていただくと、専門的な助言を行うというスタンスで書いているのですが、今、委員のご意見についてはどのように府はお考えですか。相談体制について、市町村レベルの相談員についても、府が責任を持って研修し、質の確保を図るというところまで踏み込んだらどうかというご意見だと思うんです。

○委員

そうです。

○事務局

事務局でございます。市町村レベルの相談体制について、どこまで府が関わっていくかというところについては、平成２８年度にかけて今後府で検討していかなくてはいけないところなんですが、今回の議論の整理の中ではそのあたりのご意見、今までの部会で出ていたご意見につきましては、８ページの（３）の市町村レベル、地域レベルでの相談体制の記述の中で、１項目、府の役割というものを起こしまして、基本的には市町村がそれぞれのご判断で相談体制の整備を行っていくことにはなるけれども、広域自治体としての府としても、一定のビジョン、考え方を持って市町村に示していくべきだというご意見をいただいたり、その中での一番下の段落になりますが、相談員の養成、また質の確保というのは府が担うべき役割もあるのではないかというご意見をいただきましたので、ここに記載させていただいております。

○部会長

はい、ありがとうございます。では、委員、お願いできますか。

ここでいったん切らせていただいて、休憩時間を取らせていただこうと思います。

○委員

すでに出た意見と共通する点は省略いたしまして、なお２点申し上げたいと思います。

１つ目は、半分形式に関わる点ですけれども、アラビア数字、あるいは丸かっこの数字の後に本文が挟まっているところと挟まっていないところがあります。本文があるところは、これこれこういうふうにするという形、具体的な提案が書かれているように思います。そして、その後に中黒で書かれているところはその理由の説明、あるいは内容の補足、それから反対意見というか、別の意見、指摘等があれば、そういったものが付け加えられている。そのような整理なのかなと見受けられるのですが。

それでいきますと、たとえば９ページの「４　実効性の確保のための措置の必要性について」のところ。第１段落目は、これこれを基本とすべきであるとしながら、第２段落目で、これこれの検討を行ったという事実を書いているのは少し体裁が悪いかなという感じがいたします。

あるいは７ページ目の真ん中辺に「（雇用分野に係る事案）」というところで、これは単なる中黒の付け忘れかもしれませんけれども、その点。

そのあたりが、先ほどの意見でも申しましたが、少し体裁を整えるというところに掛かってきます。

２点目ですけれども、６ページ目に「（事業者からの相談への対応）」についての１つ目の中黒で、企業サイドの窓口も必要であると、こういうことが書かれておりますけれども、これは具体的に企業サイドの窓口としてどこを想定しているのかということで、府の広域専門相談員が対応するということであれば、府の広域専門相談員の前のところにある箇所で書いたらいいと思うわけですが、そこに書かれていないということは、何か別のことを考えているのか。

ただ、３番目の中黒で、なお、地域・既存の相談機関等においても、対応することが求められると書かれていることからすると、これは既存の相談機関とも違うものなのだとも読めるわけでして、そこがどういうことなのかなと思った次第です。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。記載の方向については、少しあらためて検討をいただいて。６ページの「（事業者からの相談への対応）」は、どのような形で整理されているんでしょうか。それを事務局より説明いただけますか。

○事務局

事務局から説明させていただきます。ここは大きく（１）にございますように、地域既存の相談機関等における解決を支援する仕組み、その中での記載になります。具体的には、こちらは広域専門相談員を配置するということ。確かに各項目に分けて、府の広域専門相談員、たとえばほかに事業者からの相談への対応ということで、項目を分けて見出しという形で付けさせていただいたところになります。

ですので、まず対応を求められる企業サイドの窓口も必要ということは、（１）に入っておりますので、府の広域専門相談員が担う地域既存の相談機関等における解決を支援する仕組みに入ってくるものになります。ただ、それと併せて、なお書きとしまして、地域既存の、これは３番に掛かってくるものになりますが、相談機関においても事業者からの相談に対応することが求められるという形で記載させていただいたところになります。

○部会長

はい、ありがとうございます。事業者からの相談への対応は、府の広域専門相談員の業務として位置付けているということですね。はい、わかりました。そのほかよろしいでしょうか。先ほど委員が挙手されておりましたので、委員のご発言からお願いいたします。

○委員

先ほど地域の相談窓口のことを第１項で掲げていただきたいという希望を出したんですけれども、この報告書自体は府の取組みだよということで、こういうふうに書かれているかもしれませんが、地域の窓口をこういうものだと断定的に言わなくても、地域の窓口に期待する機能とか、役割とか、そういったことをある程度想定した上で、第２段階の広域専門員、さらには合議体。こういう話になった方がわかりやすいんじゃないかと先ほど申したわけなんですが、その辺の説明が足りなかったもんですから、そういう希望を出させていただきました。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。この部会でも、地域、あるいは市町村レベルの相談体制というのは非常に重要だというのは、共通理解になっていると思います。その場合、府がどこまでその考え方をまとめられるか、あるいは専門的助言をするのかどうかはさておき、こういう機能を担うことが重要であるとか、そのような整理の仕方はできると思いますね。

はい、ありがとうございます。そのほかご意見はございませんでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員

この部会の目的が、府としての体制整備のあり方を検討し、とりまとめるということと、なお、協議会のあり方も含む。この協議会というのは、この部会の上の協議会のことを言っているのかなと思います。この今、検討しています案につきましても、この上の協議会で検討されるかと思われるのですが、いろいろ意見がある中で、取扱いで大変苦慮されるものと思われますことから、各項目ごとにこの部会で一様の方向性を示すのがいいのではないかと私は思っているところでございます。

それともう１点、今までも出ていたのですが、７ページの雇用分野に係る事案の上の４点のところで、今まで話はされているんですが、この対象事案というのはたぶんその前の６ページの対象事案の取扱いの不当な差別的取扱いに係る事案、もう１つは合理的配慮の不提供に係る事案、これを指すのかなとは思っているんですが。

そう思っている中で、先ほど言われていた将来の検討課題というのは、将来というのはたぶん来年４月以降の話かなとは思っているんですが。そうしたら、今まで議論している中のいろいろな流れ、取組みですね、それが時期的に１つずれが生じてくるんじゃないかなと思っているところでございます。以上でございます。

○部会長

はい、ありがとうございます。

６ページの「（対象事案の取扱い）」というのは、合議体においては不当な差別的取扱いに係る事案は受け付けるが、合理的配慮の不提供に係る事案は受け付けないという取扱いだと理解してよろしいんでしょうか。事務局、もしご意見、違うようでしたら少し説明していただければ。

○事務局

いえ、そのとおりでございます。

○部会長

そのほか、ご意見はございますでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員

今、全体の話を聞いていると、やはり先ほど委員もおっしゃっていたように、もう少し市町村というところをどのように位置付けるかも、やっぱり明確に出した方がいいんじゃないかと思います。たとえば５ページですね。真ん中辺のあたりに「市町村が対応できない部分について、府がどのように関わるのかがポイントになる」という言い方ですね。ただ、この議案というのは、府という問題があるんですが。一方で市町村に既設の相談機関だとか、そういうところがとても重要だと言いながら、できないときはどうしたらいいのかという話ではないだろうと思うので、もう少し市町村がどういう役割を果たすのかを明記してもいいんではないだろうかと思います。以上。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員は市からのオブザーバーとして来ていただいていますが、今のご意見に沿う形で今回の部会で市町村はこうあるべきという役割、機能をかなり具体的に書いた方がいいのではないかという意見は、どのように市担当者としてはお考えでしょうか。

○オブザーバー

先ほど委員がおっしゃったみたいに、市町村の位置付けの明確化が必要というのは、私も同感でございます。

ただ、市町村と言いましても、政令指定都市もあれば村もあるので、一律にこうあるべきだというような固め方をすると、またいろいろ不都合があるのかなと思います。基幹相談支援センターにしましても、それぞれ市町村ごとに実情があるので、そのあたりについては市町村の裁量という幅を持っていただきながら。ただ位置付けの明確化ということで、基本的な方向性とか、例示という形で示していただくことが、やっぱり市町村としてはありがたいと思っております。

○部会長

はい、オブザーバーはいかがですか。

○オブザーバー

はい。少し話が違うかもしれませんが、今ちょうど議論の整理というところで、より詳しいほかの意見が出てきたりということもあったり、あるいは部会全体での共通理解と個々の意見ということで、たとえばこのような指摘があったとか、意見があったというものもあれば、もしよければ、たとえばこういう意見があったというのであれば、たとえば６ページの上から２つ目の黒で言いましたら、「相談の支援ネットワークというものも考えられるという意見があった」と。

もう一度この部分について皆さんで話し合って、これについてはどうかということがあれば、今これは個別の意見でＡ案というのがあったとしたら、皆さんの意見を聞くのにＢ案、Ｃ案が出れば、個別の意見がいろいろ出てくる場合もありますし、たとえばこの支援のネットワークというものを考える。これは、個別の意見やけども、全体で一致するようなものに１つステージが上がっていくのであれば、この部会での共通理解になります。

そういう面で言いますと、この議論の整理というのが、そういう整理にもなってくると思います。また、先ほどオブザーバーがおっしゃられましたように、より柔軟に幅を持たせる地域の状況に合わせるような形の、そういう文言にも広がるようなところに整理し直すのも１つかなと思います。以上です。

○部会長

はい。市町村の役割については、府の立場からなかなかこうあるべきだと言えない部分を考慮して、少しあいまいに書かれていますけれども、もう少し具体的に書いていただいた方がいいのかもしれないですね。

はい、それでは。はい、どうぞ。委員、お願いいたします。

○委員

先ほど委員から相談員の養成のことについてご意見が出されました。相談員が力量を高めていくというのは、何人かの委員からも同じように意見が出されておりましたので、これは部会の意見として挙げることができるのではないかと思います。その意味から墨字の資料の８ページの「（府の役割）」の中点の一番最後ですね。「相談員の養成は市町村ではなかなかできない部分があるので」、少し飛ばしまして「府が担うべきとの意見があった」という表現ですね。先ほどの議論にもありますように、「べきである」とか「である」というのは合意された内容で、「意見があった」というのは部分的な意見があったという表現になると思いますので、ここは表現として「府が担うべきである」とするか、少しきつかったら「府が担うことが考えられる」というぐらいに。すぐ妥協してしまいますが。そのような表現で部会の一致した意見という形で表現したらどうかと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。それでは次の重要な案件が最後に残っております。５の「条例の必要性」の部分です。事務局から説明いただけますでしょうか。

○事務局

それでは５の「条例の必要性について」、読み上げさせていただきます。点字資料は２７ページになります。

相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策及び実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性の議論を通じて、条例の必要性について検討を行った。

（１）条例の必要性（条例が必要かどうか）

条例の必要性に関して、

障がいを理由とする差別のない、共生社会の構築に向け、条例による裏付けが取組みの実効性を高めることになり、また、条例を制定すること自体がメッセージとなり、啓発効果がある。

条例という形で示すことで、全体の仕組みがわかりやすくなり、事業者としても、利用者への対応がしやすい。その際、条例の中の表現は、府民にわかりやすいものにする必要がある。といった意見があった。

点字資料は２８ページになります。

一方で、まずは、条例を制定した自治体の障がい者が、条例をどのように評価し、活用しているのかを研究する必要がある。その上で、条例を制定する場合は、障がい者のニーズにあったものにする必要がある。

企業においては、法の周知にかなりの労力を要するので、まずは、周知を徹底した上で、条例の検討・制定は、一歩ずつ慎重に進めていく必要がある。

との意見もあった。

（２）条例の内容（どのような条例が必要か）

障害者差別解消法の制定・施行後は、法で十分規律されておらず、地方公共団体に委ねられている事項、具体的には、相談や紛争解決の仕組みを条例で規定することに意義がある。

点字資料は２９ページになります。

ナショナルスタンダードである法が来年度からスタートする中、まだ、周知も不十分であり、条例で、合理的配慮の法的義務化や違反企業社名の公表など企業の対応に対するハードルをいきなりあげることは、慎重にすべきである。

といった意見があった。

また、「上乗せ・横出し」の視点で法の曖昧さや不十分さを地域の実情に照らして、具体化をしていくことが課題になる。

条例の役割として、差別の定義を明確にし、府ガイドラインを条例に基づく指針にする、障がい者が差別事案を訴える根拠があることを明確にする、相談に調整の権限を付与する、紛争解決機関に助言・あっせんの権限を与える、知事に勧告・公表の権限を与える、啓発の役割を行政あるいは事業者の責務として定めること等が考えられる。

との意見もあった。

点字資料は３０ページに入っております。

また、条例の制定時期に関して、以下のような意見があり、中でも、法施行にあわせて、条例の制定を求める意見が多かった。

平成２８年４月の法施行にあわせて、条例を制定すべきであり、内容は体制整備等法を補完するようなものにすべきである。その場合は、府民の理解も得られやすい。

一方で、体制整備にとどまらず、いわゆる「上乗せ・横出し」条例を作る場合は、府民全体の合意が得られるように、時間をかけて、しっかりと検討を行う必要がある。

との指摘もあった。

点字資料は３１ページになります。

（３）条例制定の方向性

これまでの部会における議論を整理すると、

（ア）まずは、府ガイドライン等により普及啓発を進め、その後、法施行後の状況を踏まえて、条例の必要性を判断する。

（イ）相談体制の整備等法が明確に規定していない部分を補完するための条例を制定する。

（ウ）合理的配慮の法的義務化等含む、いわゆる「上乗せ・横出し」条例を制定する。

という３つの方向性が考えられる。（２）とあわせて、今後、府において、障がい当事者や関係事業者等幅広い意見も聞きつつ、適切に判断されたい。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員の皆さま方からご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員

資料を出しておりますので、その趣旨で発言したいと思います。１番最後のところの「（３）条例制定の方向性」についてです。私はこれまでの部会の論議の整理として、次のように考えました。

１つ目は、条例制定の必要性は、障害者差別解消法で求められる相談や紛争解決の仕組みを規定する必要がある、ということです。

２つ目は、条例の内容として、障害者差別解消法の内容を超える合理的配慮の義務化などについては慎重にすべきだ、というところがあったと思います。

もう１点は、権限の付与など事案を検討しながら慎重に検討する必要がある内容がある、ということです。

条例の制定の時期については、障害者差別解消法の施行に合わせるべきとの意見が多かったと思います。このように、条例制定の必要性として、相談や紛争解決の仕組みをまずつくっていくということで、条例をつくっていく。しかも、その時期は、障害者差別解消法の施行に合わせるということが、部会のだいたいの総意ではなかったかなと思います。ここからは、まず必要な条例を制定して、施行後の状況を踏まえてより充実させていくという方法が考えられるのではないかと思います。やはり、条例を制定する時期、何と言いますか、法律が施行される時期に合わせてやった方がいいという意見は本当に多かったと思います。物事を進めるにも旬というものがありますので、そういう意味では、そのときにまず必要な条例を制定するということは、部会で合意できているのではないかと思います。

ただ、その内容に関して、いろいろな課題があると思いますし、大阪府とか議会の状況もあると思いますので、その方向で検討していくという形では考えられないかなと思います。

ロケットで言いますと、目的地に行くまでに、２段ロケットや３段ロケットで行くこともあると思います。まずロケットを飛ばすことが必要ではないかと思います。

そのことを踏まえて、最後の文言のところ。原案では今後府において、障がい当事者や関係事業者と幅広い意見も聞きつつ、条例を制定する、しないも含めて適切に判断されたいという形で、大阪府の結論を預けているような表現に私は思えます。そこはやはり、たとえば次のような形で変更してはどうかと思います。

「部会における論議を踏まえて、条例の制定を検討されたい」という形でまとめたらどうかと思います。

前回提言のときには、この報告書の内容で提言した内容を実現すべく取り組まれたいという形で、やはり部会でまとめた意見を尊重して取り組んでほしいという意味を入れていますので、そのことも踏まえて最後のところは、この条例制定の方向性としては、繰り返しますが、「部会における論議を踏まえて条例の制定を検討されたい」このように表現してはどうかと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかの意見はございますでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員

私も委員の意見にほとんど賛成なんですけれども、１点だけ、時期に関してです。条例制定の時期というのが、障害者差別解消法の施行に合わせるべきという。これはこれで理想だとは思うんですが、現実的にそういうことが可能なのかどうかということですね。条例といっても、これは法でありますから、議会とかそういう関係もありますし、どういう条例にするかという議論もあります。

内容的に条例というのが、やはり法が持っているようなものですね。解消法が理念法にならないためにも、それの不十分さを担保するための条例であるのでしたら、もう少し煮詰めた議論が要ると思います。だから、それを考えましたら、来年の４月というタイムリミットが果たして可能なのかどうか。これは事務局でお伺いしたいところでもあるんですが。

急いで、結局、前に委員がおっしゃっておられたかもわからないですが、条例を決めたものの、あまり条例としては大したものになっていないということでは、しょうがないと思いますので。時期の問題ということに関して私はどうかなという。理想としては確かに施行に合わせることはいいとは思うんですが、現実問題としてどうなのかというところがありますので、意見として述べさせていただきます。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。この部会の意見を踏まえて条例の制定を検討されたいとして、この報告書を取りまとめた場合、この報告書の内容に条例の具体の内容が書かれていれば、このような条例を制定してほしいと言えるわけですが、見る限りでは考え方までは書かれているけれども、条例のあり方についての議論はまだ十分されていない中で、平成２８年４月法施行ということで、これから条例の中身を詰めて、議会にかける。スケジュール的に間に合うのかというお話が、前回委員からも、内容を検討した上でかけるんですよねと。

その上で委員からも本当にそれが可能なのですかという話があったわけですが、少し事務局に伺ってご説明いただくことは可能でしょうか。

○事務局

事務局でございます。まさにここに議論が出ている、ご意見をいただいていることなのですが、まさに条例の内容次第でありますし、さらには議会がどう判断されるかということですので、事務局からこうだとか、間に合うとか間に合わないということは、なかなかお答えできないです。

○部会長

議会にかけるとすれば、何月になるんですか。

○事務局

平成２８年４月前の議会となると、９月議会と２月議会が、この後２つの議会があるわけなんですがということです。９月はもうすぐですし、２月もそんなに期間はないということになります。

○部会長

ということで、かなり難しい。今の条例の具体の内容について、詰めていない段階で、２月にどういうものをかけるのかが少し検討が要るかもしれませんね。

そのほかにご意見はございますでしょうか。はい、委員から。終わった次の委員、お願いします。

○委員

はい、すみません。私も前回のとき平成２８年４月施行に間に合わせて、条例をやはり制定された方がいいのではないかという意見では言わせていただいたのですが、先ほどの委員の話とかがそうなのですが、考えてみますと内容的にも難しいのかなと思うわけなんです。国に先駆けてガイドラインをつくってきた大阪ですから、条例をつくるとしたら大阪らしいものと、とても思いますし、内容もそうでありたいと思いますと、やはり４月には難しいのかなと思います。

やはり法施行というか、施行後その様子を見ながら大阪にふさわしい条例というものができたらと、あらためて私は意見というか、そういうふうに言わせていただけたらと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

○委員

はい。この条例につきましては、大阪障害フォーラム（ＯＤＦ）で今検討会を始めているのですが、まず時期としては来年４月の法施行にはおそらく間に合わないであろうという判断もしております。そういう形で、中身についてもまだまだ検討していかなければならない課題が十分出ておりますし、これから条例の文章をつくるということは非常に難しい作業でもありますので、大阪府の方にもいろいろとお知恵を借りながら進めていかなければいけないと考えております。

今、委員がおっしゃるように、大阪らしいものをつくっていかないと、そこらは皆十何県かつくってあるのが、だいたい似たり寄ったりで、それに似たものになるかどうかよくわからないんですが、内容的にはおそらく同じようなものにならざるを得ないのかなというのは私個人的に思っておりますが、これから時期は施行後であってでも、やはり条例としてきちっとしたものをつくりたいということを私個人も考えているところです。以上です。

○部会長

条例の必要性はあるけれども、制定の時期については平成２８年４月にこだわる必要はないのではないかというご意見だと思います。はい、委員、いかがでしょうか。

○委員

この条例の必要性についてということでの意見になりますので、今おっしゃったように、条例が必要であることについては、ここの部会の中ではみんな一致した意見だと思います。ですので、この最後の集約のところで、適切に判断されたいということではなくて、条例は制定の必要性としてはあると。時期は来年の施行前にするのか、施行に合わせるのかは別にして、少なくとも条例は制定すべきであるということは、この部会の意見として述べる必要があるのではないかと思います。その上で、今後のこととして、条例をつくる場合には、またこういった部会とかと関わっていければいいかなと思っていますので、そこも入れていただけるとありがたいかと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。条例は必要だというところで。はい、委員、お願いします。

○委員

今、お三方が言ったように、方向性としては確認できるかと思いますけれども、やっぱり委員がおっしゃったように、ガイドラインをどのように。まだ実際に３カ月、４カ月しかたっていない中身をどう徹底というか周知していくのかを、もう少し全面に出していく必要があるのではないだろうかと。特にこの場の議論の中で、企業側の方がなかなか難しいという話もおっしゃっていたので、このガイドラインに沿ってどのようにベースをつくっていくのかという議論をやっぱりもっと大事にすべきだという提案も必要ではないだろうかと。

併せてこの間、相談だとか、紛争解決の議論をしてきましたので、名前はともかく。ガイドラインパートツーなのかわかりませんが、少しそういう方向性を示したようなものを付け足してというか、それが部会の意見ではなかろうかと私は思うんですが、その辺も議論してもらえればと思います。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。事業者の方々は条例の必要性については、どのようにお考えでしょうか。必要だというふうに部会意見としてまとめてよろしいでしょうか。もしご意見がございましたら、伺いたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

仮に平成２８年４月に条例が施行できなかったとすると、ここに書かれていることはどこまで条例なしに体制がつくれるんでしょうか。それを少し事務局よりご説明いただけませんか。

○事務局

事務局でございます。条例が平成２８年４月にない場合につきましては、当然、障害者差別解消法の枠内でやれることを事業としてやっていくという形になります。

たとえば１例を挙げますと、実効性の確保のところで事業者名の公表とか、罰則ということは法律には書かれておりませんので、そうしたことは行わないということだと思います。

あとは、広域専門相談員につきましては、特に条例上の位置付けはないけれども、事業としてそういう専門員を配置するということは考えられると思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。相談体制については、条例がなくても法律上の根拠がございますので、地方公共団体として相談・紛争防止解決の体制整備をしなければならないことになっていますので、それを根拠に広域専門相談員、合議体までは設置できますか。

○事務局

そこは合議体の権限とか位置付けによりますので、どこまでできるかは今この段階ではお答えしかねます。

○部会長

強制力が伴わないあっせんの提示ぐらいになるんでしょうか。

○事務局

そういう意味で、条例にそういうあっせんという位置付けが出てこなくなりますので、法律上も当然、障害者差別解消法上もそういう合議体というのは法律上規定されておりませんので、位置付けとしては何も条例がないとすれば、特に法令上の位置付けがない組織体を設置することが可能かどうかという検討が必要だと思います。

○部会長

合議体が紛争の防止解決の体制整備の中に含まれるかどうかについては、慎重に検討する必要があるということですね。その合議体の役割とか実効性の確保のための措置を含めて。はい、ありがとうございます。はい、委員、お願いします。

○委員

今、議論になっている条例なしで、広域専門相談員が配置できる、あるいは合議体をつくれるということはできるかもしれませんが、私がこれまで発言してきた内容は、相談に、あるいは調整する権限を与えるというところが、やっぱり法的拘束力としての条例の役割ではないかと思います。

ですから、私どもも相談を受けて、事業者の方とお話しさせていただくときもありましたが、やはり営業を伸ばすためにこれは必要なんだと言われるような形で、結局大阪府のいろんな取組みではそうされているかもしれないけどもというような発言もあったりして、なかなか進まなかったというのが現実の調整のところだと思います。そういう意味で、本当に問題を解決しようと思うと、積極的な関係者の話し合いが要ると思いますので、それを調整していくような権限を。やはり条例がないと明確にはならないと思います。

ですから、条例が必要なんだというのは、そのような本当に差別的取扱いとか、その問題を解決するための方法として、いろんな法的な権限を付与すること、そのように考える必要があるかと思います。

権限の問題として、もう少し検討する必要があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。広域専門相談員は、予算措置で配置はできるかもしれないが、実際に動いていくときに条例上の根拠として当事者に対する意見調査や、助言ということが明示されている方がわかりやすい、動きやすいということですね。はい、わかりました。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

委員、法律の枠の中で条例なしに紛争解決の仕組みはどこまでつくれるか。もし、今出ていたご意見を踏まえてお考えがあれば、伺っておきたいのですが。

○委員

先ほど事務局からも説明があったとおりであろうと思います。法律の解釈としては、１４条の中でどこまでやれるかということで、強制力を伴うようなものはおそらく無理であるということになってくるだろうと思います。

ですので、条例の話というのは、結局その条例で何を定めるのかということと関わってくるので、啓発的な条例なのか、補完する条例なのか、さらに上乗せ・横出しをするのか。それぞれどういう内容のものを考えているのかという話とセットになってきてですね。

それで、条例がないとここまでしかできない。条例があればここまでできるというところを合わせて今回の議論の整理の中で示しておく必要があるのではないかという気がします。そこで、条例がないとどこができないのかということについては、やっぱり制裁的な措置とか、強制力を伴うような公表とか、罰則とか、法律以上に義務化をするといったところは、やはり条例がないと無理と。

もちろん委員が言われていたように、条例がなくてもできることはあると思いますが、条例があった方がより明確になると。ある方がより使いやすいというか、ということはあると思います。

そういう意味で、取りあえず制度としては先にスタートさせて、後で条例を追いかけるというか。あるいは可能な範囲で条例ができるところで先にスタートするか、そのあたりはスケジュール等を踏まえて判断するというか、それはどういう内容の条例にするか、この部会でどこまで共通の認識がつくれるのかによるかと思いますけれども、そういうことになってくるだろうと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員、ご意見をいただいてよろしいでしょうか。

○委員

私も条例があった方がいいとは思いますけれども、今の段階でやっぱり来年の４月までにつくるには、今までの議論のやり方がどうこうというわけではないんですが、ずっとコンセンサスを取って議論をやってきたわけじゃないのに、みんなのそれぞれのご意見だけが載っている。こういう取組みのまとめがあって、それを基に条例をつくるというのは、ものすごく難しいと思います。

やっぱり条例をつくるには条例制定委員会か何かをつくらなきゃいけないし、条例は実効性があるので、できれば条例をつくった方が私はいいと思うんですが、何が差別に当たるかについても、条例に書くのはすごく難しいところがあって、そこの共通認識をまずしっかりと立てなきゃいけないし、相談・紛争、解決の体制に関しても、もう少しこんな意見もありました、こんな意見もありましたじゃなくて、こういう方向で解決していく。方向性をはっきりさせた方がいいと思います。

やっぱり啓発のためにも条例はあった方がいいと思うんですが、条例は一種の法ですから、１回つくっちゃって、ある程度のものをつくって後で改正しようと思ってもそう簡単にできないので、もっと、石橋をたたくじゃないですが、コンセンサスをずっと積み重ねてきて条例をつくっていった方が私はいいと思います。もちろん条例をつくることには賛成なんですが、あまり急いで内容がないというわけじゃないんですが、もっとじっくり考えてつくらないと、難しい条例じゃないかと私は考えております。

○部会長

はい、ありがとうございます。委員、同じように法律家の立場からご発言いただけますでしょうか。

○委員

先ほど来から先生方、委員の方々のご意見に付け加えて何か語ることはあまりないですが、ただ１点だけ少し違う観点からの議論ということです。おそらく差別解消法それ自体を見たときに、実体的な規定、具体的に言うと差別の禁止とか、その中での合理的な配慮、不提供の禁止、さらには差別的取扱いの禁止ということについてはおそらく規定されていて、その上で大阪府の場合ガイドラインという形でそれを具体化していくことがすでにされていると考えております。

その意味では差別、もちろん今後もその中身についてはさらに具体化の必要性があると考えておりますが、そういう実体的な整理というのは、おそらくこの間にされてきたのかなと考えております。

ただ、他方で、それをどう具体化していくのか。要するに手続き的にどう具体化していくのかという点については、少なくとも障害者差別解消法の１４条は、必要な体制の整備を図るものとするという表現ですので、そういう意味では体制をどうつくっていくのかをある種各自治体に委ねているというものですので、そこの具体化はやはり必要なのだろうと考えております。

たとえば、相談とか紛争の防止、解決の仕組みをつくることについては、やはり必要なのではないかと。どちらかと言うとプラグマティックな人間ですので、僕はそのように考えるんですけれども、そういった規定をおくということは、さしあたりは必要なのかなと考えております。

その上で、それをいつ行うのかと、いつ整備するのかということについては、おそらく大阪府の方で判断されることになろうかと思うんですが、繰り返しになりますが、おそらく差別解消法全体を見たときに、欠けている部分を具体化していくのは、やはり必要なのではないかと考えております。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。そのほかご意見はございませんでしょうか。はい、委員。

○委員

いつも相談を受けている者の感想みたいなとこら辺なんですが、そもそもこの障害者差別解消法自体は、もともと相談から始まると。だから、通報のようなものではなく、相談から来ると。だから、実際に不当な差別かなということがあっても、相談者が「もういいです。もう相談しません」みたいなことになると、もうそこから事態は進まないというとこら辺の性格を持っていると。

また、仮に事業者さんの方に、「こんなことがあってお聞きしたいんですが」とお聞きしても、事業者の方が「いやいや、話すことはありません」と言われたらそれ以上に何かを突っ込んでどうこうするようなものはないというとこら辺で、その辺を個々に補填するような背景として１つは条例というものを組み立てるのかどうなのかというとこら辺が、相談という立場からなんですが。

一方で、あくまで相談なので、そういう意味では枠組みとしたら非常に緩い中で強いものをどうつくるみたいなとこら辺のアンバランス感をいつも感じる法律で。

それとは別に、差別解消法というのは、やはりいろんな事例を通してどんどん広めて啓発していくというとこら辺に本来もっと重点を置く性格のものではないかとも思うので、１つの事例を突っ込んでということじゃなくて、幅広くこういう上手な対応、いい対応をしてもらえたことをどんどん周知するみたいな。そっちを広めていく趣旨をどう条例とかでまた広めるか。みたいなとこら辺でいつも感想を、違和感を持ちながら感じています。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。紛争解決のあり方のご意見も含まれていたと思います。そのほかよろしいでしょうか。

はい。それでは本日の意見を踏まえて事務局で必要な修文をいただき、私の方で確認させていただいた後、次回あらためて部会で提示し、ご議論をいただきたいと思います。今日のお話を踏まえますと、事務局が少し遠慮していた部分。意見がいくつかある状況の中では、部会としてこうだという意見がまとめ切れないと思って遠慮してきた部分が随分あるようですので、そこを少し部会としての意見をこういうふうにまとめてよろしいですかという原案をきちんと次回は出していただいて、その上でそれに反対する意見があれば、こういう意見があった、こういう意見があったということで、それは取り上げないということではなくて、取り上げながら部会としてまとまった意見というものを少し整理していただいた方がいいかもしれません。

はい。それでは、以上を持ちまして、本日の議事を終了したいと思います。委員の皆さま方、長時間にわたるご討議ありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

はい。それでは部会長、委員、オブザーバーの皆さま、長時間ありがとうございました。ただいまの部会長のご指摘を基に事務局で作業を進めさせていただき、次回部会につきましては８月１７日に予定しておりますので、引き続きこれまでの議論の整理を議論させていただきたいと思います。

以上を持ちまして、第１４回差別解消部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（終了）